「正戦」という考え

---その利用法---

眞 嶋 俊 造 (英国バーミンガム大学グローバル倫理研究所)

(和文要旨)

本稿は「正戦」という考え (an idea of 'just war') の利用可能性に関する考察である。 本稿の目的は戦争の倫理を論じるにあたり、正戦論者においては言うに及ばず、少なか らざる傾向として「正戦」という考えに批判的な立場を採る平和主義者においても、「正 戦論」が建設的に利用されうる可能性を探ることにある。本稿では、「正戦論」を建設 的に利用する1つの方法として、必ずしもキリスト教的観点に基づく「正戦論」ではな く戦争の倫理に関する議論の枠組みとしての「正戦論」を提案する。その意味において、 憚りながらも本稿は、M・シーゲル、新井俊一両教授による戦争と倫理に関する論文¹の ジンテーゼを目指したものである。「正戦」 に対する考えは、各人によって差異があり、 また時代と共に変化し、特定の文脈の中で特定の意味を持つものである。さらに事態を 複雑にするのは、「正戦」という概念は、キリスト教的社会倫理のみならず、国際法、 国際関係論にまで広範に亙りうることである。「正戦論」の特性は、その弛緩性と弾力 性にあり、それが問題点として批判されることもあれば、また逆に利点として評価でき よう。このような複雑性と同時に曖昧性及び漠然性を孕んだ概念を学問的に有効活用す る一つの方法は、「正戦論」を一枚岩の理論としてではなく、また縦割りの学問領域ご とに閉じ込めるのではなく、「戦争と倫理に関する一連の考え」と理解し、「戦争の倫理」 に関する論議を活発化させるための「枠組み」として学際的に解放することであろう。 言い換えれば、「正戦論」ではなく「正戦思考」と言った方がより正確な理解を得られ るかもしれない。様々な立場から戦争を規範的(道徳的もしくは倫理的)に議論するに あたり、その共通の出発点として利用出来うる幾つかの基準(正戦要件)が議論を進め るにあたっての「たたき台」として提示しうること、また、それぞれの立場からの議論 を理由付けするための、また議論を検証・批判するための共通の道具として正戦要件を

¹ M. シーゲル 「正当戦争 VS 正義の戦争――キリスト教正戦論の落とし穴――」、『宗教と倫理』 第3号、21~42頁。新井俊一 「仏教的視点から見た戦争と平和」、『宗教と倫理』第4号、3~16頁。

利用しうることにおいて、「正戦論」の1つの利用可能性があるだろう。

(SUMMARY)

This paper enquires about the possibility of the constructive use of 'just war theory'. The purpose of this paper is to suggest a way (perhaps among many) to constructively use 'just war theory'. One of the most important issues concerning 'just war theory' is that it is not in fact theory *per se*: it is a cluster of ideas concerning the morality of the use of force. In this sense 'just war theory' could be seen ambiguous as a solid, axiomatic theory; it is widely open to interpretation, application and operation, and is vulnerable to manipulation for political ends. However, I argue that 'just war theory' can be meaningfully used as a common framework to discuss the morality of war and peace. Indeed 'just war theory' cannot be monopolised by so-called 'just war theorists'. Indeed pacifists have used this framework in order to defend and support their position. By using 'just war theory' as a common communication tool between people with different ideas and perspectives, we can discuss and reflect on the morality of war and peace.

1. 正戦「論」?

「正戦 (just war)」という考えを論じるに当たり、まず関連用語について整理する必要があろう。本稿では「正戦論」を「正戦という考え、正戦に関する議論」として定義する。何故敢えて定義する必要かあるかというと、「正戦論」という言葉がかなり定着しているのにもかかわらず、その指し示す内容は漠然としており、曖昧さを含んでいる2。また、混乱を招きかねないことに、「正戦論」に関連する、または「正戦論」全体または一部を指し示す言葉として、「正戦倫理 (just war ethics)」「正戦理論 (just war theory)」、「正戦伝統 (just war tradition)」、「正戦教理 (just war doctrine)」、「正戦教義 (just war teaching)」、「正戦思考」が用いられることがある。これらは互いに親密に関係しているが、それぞれが指し示す内容には注意すべき相違がある。「正戦理論」といった場合それが暗示するのは倫理学的側面、特に規律主義的理論体系の強調であり、「正戦教理」や「正戦教義」といった場合、のは思想史的・法制史的要素であり、「正戦教理」や「正戦教義」といった場合、

_

² James Turner Johnson, *Just War Tradition and the Restraint of War: A Moral and Historical Inquiry* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1981), p. xxii.

キリスト教神学的側面を強調する。敢えて定義するならば、「正戦理論」は「複数の正戦基準によって武力行使の正当性(または不当性)を判断する道徳理論」であり、「正戦伝統」は「武力行使の道徳判断に関する思想史または歴史的思想体系、または戦争の道徳に関する知の蓄積」、「正戦教理」や「正戦教義」は「キリスト教神学的見地からの、(前提として暴力一般を否定した上での)ある種の暴力の正当化に関する社会倫理の一部」といえよう。また、特筆すべきは、「正戦教理」は特に「中世カトリック神学における正戦伝統の系譜」という歴史的側面を強調する。このような縦割り分類を認めつつも、それらが互い重なる部分、つまり、「正戦論」とは「正戦倫理」、つまり「戦争と道徳に関する一連の議論」であり、「戦争における正義を検討、検証することで、戦争の道徳的抑制に関する体系的思考に基づく一連の議論」を「正戦論」と呼ぶことにする。

2. 伝統的「正戦論」の枠組み

「正戦論」は政治的現実主義と平和主義の間にある。「正戦論」はある種の戦争または戦闘行為を正当化するための手段として使われるが、その目的はある種の戦争や戦闘行為を正当化することにあるのではない。つまり、「正戦論」の目的は、多くの戦争または戦闘行為を禁止し抑制することにあり、多くの戦争は不正なものであるという前提に立つ。しかし、「正戦論」の特徴は、特定の要件を満たした強制力の行使を例外的に「正戦」―強制力の行使による正義の実現・維持・回復のための正当な手段―として限定的に認める³。また、オックスフォード司教リチャード・ハリーズは、「最も深刻な理由のよってのみ」ある種の戦争は正当化されるが、「正戦」を主張する者にその説明責任が課されると論じている4。「正戦論」の出発点は、暴力自体が悪であるという前提に立つ点においては多くの平和主義と同じである。しかしながら、「正戦論」においては暴力を悪として認めた上で、ある種の暴力は強制力として正当化しうるという立場が、多くの平和主義とは異なる点とされる5。

³ Agnes Heller, *Beyond Justice*, Oxford: Basil Blackwell, 1987, p. 208.

⁴ Richard Harries, Christian and War in a Nuclear Age, London: Mowbray, 1986, p. 64.

⁵ Gordon Graham, Ethics and International Relations, Oxford: Blackwell, 1997, p. 63.

3.「正戦論」の平和主義的解釈と適用

平和主義は個人の信条としては重要であり、賞賛されうる美徳である。それは個 人のみも限らず、国家においても同じことがいえよう。平和主義は――例えば我が 国の憲法に謳われているように――まさに国家においても重要な理念である。しか し、問題は、国家と個人を比べた場合、平和主義が非武装・非抵抗・非暴力を意味 する「徹底的」平和主義を取ることができるかによって意味合いが変わってくるこ とにある。つまり、徹底的平和主義は個人の私的倫理観としては賞賛され尊重され うるべき美徳であるが、それが公共の倫理になると多少の問題を提示する。戦争に 対する姿勢を単純化するならば、「全ての戦争は悪いものである」という立場から は「戦争は悪いからすべきではない」という命題が導き出せよう%では、もし国家 がこのような公共倫理に基づいて行動するとしたらどうなるであろうか。「戦争は 悪いからすべきではない」といっても、戦争には相手がいる。自国から戦争を始め なくても他国から始める場合がある。では、他国の武力行使に対してどうするべき か。勿論、外交で解決できれば良いが、それで万事解決すれば、世界平和は既に達 成できているかもしれない。国家は自国の管轄にある人間を保護するのが存在理由 であるとするならば、いかなる理由・状況であれ武力行使を一切否定すること、武 力行使に対抗する準備を完全に否定することは、国家(のみならず国連安全保障理事 会のような特定の国際機構を含む)公共倫理としては責任の欠落を指摘できまいか。 しかしながら、ここで強調すべきは、「正戦」という考えは、個人の倫理になりう るし、また公共倫理にもなりうることである。

事実、平和主義にも様々な形態があり、平和主義の源泉も宗教のみに限定されないっ。つまり、政治的共同体の平和主義と個人の徹底的平和主義との違いは、政治的共同体はその構成員のみならず、他の政治共同体やその構成員に対しても義務と責任がある点においてである。つまり、公倫理として、特に国際関係上、少なくともある種の平和主義——徹底的平和主義(非武装・非抵抗・非暴力)——とは相容れない関係にある。しかし、正戦論が平和主義の立場を擁護するために用いることは可

⁶ この論理展開はムアの「自然主義的誤謬」の命題とそれに関する多くの議論を踏まえるならば、いささかの問題、論議があろう。しかしながら、「自然主義的誤謬」の命題とその議論は本論に直接関係しないと判断した上で、あえて便宜的単純化したものである。

⁷ ジョン・ハワード・ヨダーは平和主義の形態を 12 に分類している。John Howard Yoder, *Nevertheless*, Scottdale, PA: Herald Press, 1976.

能であり、また「正戦論」を批判的に検討することで平和主義を主張することがで きることは看過できない。例えば、ある種の戦争が正当と見なされるためには、正 戦要件を満たさなければならない。どの基準を要件に含めるかには議論があるが、 ここで重要なのは、それぞれの要件の基準を高く設定し、また全ての条件を満たさ なくてはならないという点を強調することにある。例えば、「戦争における正義 (jus *in bello*)」の正戦要件の1つである「比率性の原則(principle of proportionality)」 ――特定の軍事目標への攻撃は比率的ではなければならない(例えば、軍事目標を 攻撃した結果もたらされうる利得に対する、その攻撃に付随する意図しない民間人 の殺傷、民間施設への損害の比率) ――を例に取ってみるならば、その比率を量る ことができないという議論を別とすれば、どれほどの比率が適切であるかが論点に なり、解釈の問題となる。もしこの要件の基準を高く設定されるとすれば、戦争に よってもたらされる(もしあるとすれば) 善に対して、害悪(損害) との比率が厳格 に解釈されることになり、結果として、害悪のない戦争は存在し得ないことから、 多くの戦争、実質的にはほぼ全ての戦争が否定される。つまり、「正戦論」の要件 を達する戦争は存在しない、という平和主義的立場に至る%。また、バリー・パスキ ンズは、正戦の要件は戦争の許容や使命を明記するのではなく禁止や抑制を強調し ているが故、それによって多くの戦争を不正な戦争と見なすことができるが、現実 において要件に照らし合わせてどの特定の戦争が正戦であるかを見極めることは 難しい、と主張する%

この意味においても、「正戦論」は必ずしも「キリスト教的なもの」に限られるわけではない。「正戦論」を批判的検討することによって、平和主義の立場を擁護することもできよう。つまり、「正戦」というのは1つのアイデアであり、実際に「正戦」と呼ばれうる武力行使が存在する、または歴史的に存在したか否かというのは副次的な問題でしかない。しかし、理念形としての正戦に関する議論を重ね作りあげ、現実と照らして検討し、必要があれば修正していく、という過程こそ、議論に加わる個々人の徳の形成、発展に寄与するだろう点において重要なのではあるまいか。英国の戦争倫理学者バリー・パスキンズの言葉を引用するなら、「いかに規則が適用されるかの質は規則自体には還元出来ないという点において、規則はそ

_

⁸ Richard Norman, *Ethics, Killing and War*, Cambridge: University of Cambridge Press, 1995; Robert L. Holmes, *On War and Morality*, Princeton: Princeton University Press, 1989, pp. 146-82; and John Howard Yoder, *When War is Unjust: being Honest in Just-War Thinking* 2nd ed., Maryknoll, NY: Orbis, 1996.

⁹ Barrie Paskins and Michael Dockrill, *The Ethics of War*, London: Duckworth, 1979, p. 194.

れ自体が適用するのではなく、個人や個々人によって構成される集合体によって適用されなくてはならない。適用の質は、規則を適用する個人やその集合体の技術、特に徳から派生するものである」¹⁰。

シーゲル教授が指摘するように「正戦論」はその歴史的背景上キリスト教社会倫理との密接な関係にあるが¹¹、それは「正戦論」がキリスト教社会倫理の独占所有に留まるということを必ずしも意味しない。確かに、「正戦論」はその歴史的背景からカトリック的自然法を思想的根底として成り立っていることは、2つの密接な関係を裏付ける¹²。しかしながら、もし「正戦論」が「キリスト教的観点から見た戦争の倫理」として分類されるならば、今日の戦時国際法―ヴィトリアやスアレス、ジェンティリ、グロチウスによって体系化されたキリスト教的自然法思想の基盤を受け継ぐ世俗化された正戦教義―に関しても同じことが言えるだろう。しかしながら、戦時国際法はその自然法を思想の源泉としているのにもかかわらず、現代社会においてほぼ普遍的に受け入れられている¹³。 それはとりもなおさず、「正戦論」および戦時国際法が基盤としている自然法思想が相対主義に対してのある意味での優位性――すなわち、実践理性を発揮しうる大多数によって受け入れられること――の表れではあるまいか。つまり、戦争において、無実の者、抵抗の手段・意図を持たない者、戦争責任の無い者――例えば乳幼児――に対する慈悲・人類愛は普遍的であろう。

4. 正戦論の将来的展望

「正戦論」において最も問題となるのは、「理論」しての一貫性が無いほどの多様性と解釈の広汎性、並びに正戦基準の適用の弛緩性である。「正戦論」が国家による政治目的のプロパガンダであり、全ての要件を満たさない限りにおいて武力行使の正当化なされないという張子の虎であるならは、それ故に正戦論は倫理的に破綻する。このように「正戦論」を批判的に論じることは可能であり、容易でさえある。

¹⁰ Barrie Paskins, 'Intervention and Virtue', in Ian Forbes and Mark Hoffman (eds.), *Political Theory, International Relations, and the Ethics of Intervention*, Basingstoke: Macmillan, 1993, pp. 113-21at p. 113.

¹¹ シーゲル、前掲。

¹² Graham (1997), p. 59.

¹³ 例えば、非戦闘員・民間人の保護を定めた戦時国際法の中核である1949年ジュネーヴ条約は約180ヵ国によって批准されている。

また、弛緩性は恣意性、さらに政治的目的への濫用へとつながる恐れがある さて、それでは「正戦論」に明るい未来はないのだろうか?見方を変えて捉え直 してみると、「正戦論」には意外な潜在性があることに気付く。それは、「正戦論」 を硬直した理論としてみるのではなく、また基準の適用を絶対視するのではなく、 英国の国際倫理学者クリス・ブラウンが言うように「お互いがコミュニケートする ための共通の道徳言語」という戦争と倫理を論議するための弛緩かつ弾力性に富む 枠組みとして認識することが有望であろう14。一つの可能性としては「正戦論」を 「市民哲学」として認識することである。それは、「正戦」という考え、戦争の倫 理、戦争における倫理、戦闘における倫理を議論する土台となり、正戦基準は論議 の論理性を支えるための枠組みとして有意義に活用できるだろう。このように捉え 直せば、「正戦論」は政治エリートのための政策の道具としてのみ働くのではなく、 誰もが戦争の倫理を考えるにあたっての枠組みを提供する。また、応用倫理学的立 場からに限って言えば、「正戦論」を規律主義理論ではなく枠組みとして捉え直す ことで、基準の適用や基準の重要性を自由に論議することで、新しい地平が開ける であろう。また、正戦論をそれぞれの縦割り学問分野に閉じこめるのでは、学際的 に研究するに当たっても、「正戦論」を「正戦思考(just war thinking)」として捉 え直すことが、将来における「正戦論」に開かれた可能性の1つであるかもしれな い。多様性、複雑性、広汎性、弛緩性、弾力性、このような特性を持つ正戦論だか らこそ、学際的な検討、議論の活発化が、「正戦論」の恣意的な解釈、適用、運用、 また政治的利用に対抗するためのチェック機能を果すことだろう。

「正戦論」は神学者のためだけのものでなければ、それによって政策が祝福される必要があると考える政策作成者や政治家のためだけのものではない。「正戦論」は誰もがアクセスできるべき、武力行使に関する倫理的議論のための道具であり、あらゆる個人に開かれている市民哲学であることが重要なのかもしれない。それは、「正戦論」は、戦争に関する倫理的思考や分析や判断をする上での指針となりうるものだからである。「正戦論」における正戦基準は議論の論理的理由付けのための理論的枠組みを提供し、また更に広い意味での倫理的思考と分析の枠組みといった要素も兼ね合せている点において、その利用可能性があろう。

_

¹⁴ Chris Brown, 'Selective Humanitarianism: In Defence of Inconsistency', in Deen K. Chatterjee and Don E. Scheid (eds.), *Ethics and Foreign Intervention*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, pp. 31-50 at p. 45.

5. 結び

「正戦論」の枠組みを戦争の倫理を論じるにあたっての共通言語として、また「正 戦論」における要件を議論の枠組みとして用いることが、その歴史的背景を踏まえ た上で「正戦論」を建設的に利用する1つの方法ではあるまいか。例えば、軍事エ リートとの対話において「正戦論」は有効かつ、我々市民が容易にアクセス出来う る枠組みである。例を挙げるなら、アメリカ、イギリス、オランダ各国軍の士官学 校や幹部学校では「正戦論」が正規教育課程の一環として組み込まれており、それ らの国々の軍事エリートは多かれ少なかれ「正戦論」に対する知識を持っている。 翻って我々民間人は、戦争、特に武力が直接我々に向けられた場合において最も無 力であるのにもかかわらず、どれほど戦争における倫理に関する知識を持っている だろうか。「正戦論」は軍人の独占的倫理枠組みではないし、そうあるべきではな いことは言うまでもない。たとえ我々が徹底的平和主義の立場を採るにしても、そ の立場を「正戦論」から導き出すことは可能である。「正戦論」の提示する共通の 枠組みを使うことによって、「正戦論」は彼ら(武力を持つ者)と我々との対話にお ける共通の道徳言語の役割を果たし、その共通の道徳言語を通して初めて意義のあ るコミュニケーションが可能になるだろう。「正戦論」を我々が理解し、共通の道 徳言語として使用することは、必ずしも思考や信条の軍事化、非平和主義化を短絡 的に意味する訳ではない。繰り返すが、「正戦論」を平和主義的に解釈することは 十分可能であり、むしろ議論の活性化のみならず、我々の戦争の倫理に関するアイ デアを発展・精錬・反省することにおいて有意義である。政治的利用を避けること によって、宗教間における理解のみならず更に幅広い層にも戦争の倫理に関する議 論の共通枠組みを提供する点において「正戦論」は有益であり、そこにおいて1つ の有意義な利用ができるだろう。

キーワード:

正戦論、戦争と平和の倫理、平和主義、戦争、平和

KEYWORDS:

Just War, Ethics of War and Peace, Pacifism, War, Peace